

## 第110回 定時株主総会 招集ご通知

日時：2014年6月25日(水)午前10時

会場：ホテルオークラ東京  
本館1階「平安の間」

### 目次

株主の皆様へ	1
定時株主総会招集ご通知	2
議案 取締役11名選任の件	3
株主総会参考書類	5
(添付書類)	
事業報告	
Ⅰ. 野村グループの現況に関する事項	13
Ⅱ. 株式に関する事項	23
Ⅲ. 新株予約権等に関する事項	24
Ⅳ. 会社役員に関する事項	26
Ⅴ. 会計監査人に関する事項	31
Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制等の 整備についての決議の内容	32
連結貸借対照表	36
連結損益計算書	37
連結資本勘定変動表	37
連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	38
連結計算書類に係る監査委員会の監査報告	39
貸借対照表	40
損益計算書	40
株主資本等変動計算書	41
会計監査人の会計監査報告	42
監査委員会の監査報告	43
株主メモ	46
株主総会会場のご案内	裏表紙

(招集ご通知と報告書を一冊にまとめております。)

野村ホールディングス株式会社

## 株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当期は、わが国をはじめとして、先進国を中心に景気回復に向けた底堅い動きが見られました。このような環境の中、当社では、「すべてはお客様のために」という経営の基本観のもと、創業90周年となる2016年3月期までに、1株当たり当期純利益 (EPS) 50円を達成することを目標として掲げてまいりました。

この経営目標の達成に向け、当社では、様々な取組みを行ってまいりました。まず、国内ビジネスでは、営業基盤の拡大のため、コンサルティング営業のさらなる深化に力を入れてまいりました。

また、海外を中心とした収益性の向上にも取り組んでまいりました。当社の強みが発揮できるビジネスに経営資源を集中させ、損益分岐点の引き下げを行ったことに加えて、クロスボーダー等の大型案件の獲得など、各地域間・各ビジネス間の連携の一層の強化を推し進めております。

これらの取組みの結果、当期の収益合計（金融費用控除後）は1兆5,571億円、税引前当期純利益は3,616億円、当期純利益は2,136億円となり、税引前当期純利益・当期純利益は、2006年3月期以来の高水準となっております。

この結果、EPS(希薄化後)は55.8円となり、目標を予定より2年前倒しで達成することができました。引き続き、預かり資産100兆円の達成、全地域、全ビジネスでの黒字化、

継続的な「国内のビジネス・モデルの改革」に向けて、全社をあげて取り組んでまいり所存です。

また、株主の皆様への配当につきましては、当社の配当方針に基づき、年間の配当金額は1株につき17円とさせていただきます。合わせて、株主の皆様への利益還元策として、自己株式の取得を実施させていただくことを決定いたしております。

野村グループは、引き続き、「アジアに立脚したグローバル金融サービス・グループ」として、国内外のお客様に付加価値の高いソリューションを提供し、経済の成長や社会の発展に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも倍旧のご支援、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2014年5月



取締役  
代表執行役  
グループCEO

永井 浩二

(証券コード8604)

2014年5月30日

株主各位

東京都中央区日本橋一丁目9番1号  
野村ホールディングス株式会社  
取締役兼代表執行役  
グループCEO 永井浩二

## 定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第110回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、同封の議決権行使書をご持参の上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、**書面または電磁的方法(インターネット等)により議決権を行使することができます**ので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、**2014年6月24日(火曜日)午後5時30分までに、同封の議決権行使書に賛否をご表示の上、当社に到着するよう折り返しお送りくださるか、4頁に記載の「議決権行使に関するご案内」をご参照の上、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬具

### 記

1. 日 時 2014年6月25日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号  
ホテルオークラ東京 本館1階「平安の間」  
(「平安の間」が満席となった場合は、第二会場等をご案内させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。)

### 3. 株主総会の目的事項

- 報告事項 1. 第110期(2013年4月1日から2014年3月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容報告ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第110期(2013年4月1日から2014年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 議案 取締役11名選任の件

#### ※議決権の行使に関する事項

- (1)書面による議決権行使と電磁的方法による議決権行使を重複して行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効といたします。
- (2)電磁的方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効といたします。
- (3)代理人により議決権を行使される場合には、本株主総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面を議決権行使書とあわせてご提出ください。

以上

---

◎ 次の事項につきましては、法令および当社定款第25条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nomuraholdings.com/jp/investor/shm/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ① 事業報告の「VII.当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」
- ② 連結計算書類の連結注記表
- ③ 計算書類の個別注記表

◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類、計算書類およびその他添付書類の記載に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。

---

## ◎ 第110期剰余金の配当(期末)のお支払いについて

当社は、2014年4月30日開催の取締役会において、剰余金の配当(期末)を1株につき9円とし、2014年6月2日を支払開始日としてお支払いすることを決議いたしました。配当金のお受け取りに関しては、46頁の「株主メモ」をご覧ください。

## ◎ 議決権行使に関するご案内

### インターネット等の電磁的方法による議決権行使のご案内

電磁的方法により議決権行使を行う場合は、次の事項をご確認の上、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

#### 1. インターネット等による議決権行使方法

- (1) パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社が指定する議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) において行使が可能です。  
※バーコード読取機能付の携帯電話またはスマートフォンを利用して  
右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。



- (2) 上記議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (3) 株主様以外の第三者による不正アクセス (いわゆる「なりすまし」) や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には「仮パスワード」の変更 (新しいパスワードの登録) をお願いいたします。
- (4) 議決権行使は、株主総会前日 (2014年6月24日 (火曜日)) 午後5時30分まで可能ですが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願いいたします。

#### 2. 留意事項

- (1) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネット等の利用環境、スマートフォンまたは携帯電話の機種等によっては、インターネット等による議決権行使ができない場合もございます。  
\*「QRコード」は(株)デンソーウェブの商標または登録商標です。

議決権行使サイトに関するお問合せ  
三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部 (ヘルプデスク)  
電話 (受付 9:00 ~ 21:00) 0120-173-027 (通話料無料)

### 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただけます。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役11名全員が任期満了になります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。11名の候補者のうち、6名は社外取締役候補者であり、執行役を兼務する予定の取締役候補者は、永井浩二および吉川淳の2名であります。

取締役候補者は次のとおりです。

1. 古賀信行 (1950年8月22日生)		非業務執行取締役	重任
	1974年 4月 当社入社	所有株式数：普通株式 165,453株	
	1995年 6月 当社取締役		
1999年 4月 当社常務取締役			
2000年 6月 当社取締役副社長			
2001年10月 当社取締役副社長（兼 野村証券(株)取締役副社長）			
2003年 4月 当社取締役社長（兼 野村証券(株)取締役社長）			
2003年 6月 当社取締役兼執行役社長（兼 野村証券(株)取締役兼執行役社長）			
2008年 4月 当社取締役兼代表執行役（兼 野村証券(株)取締役兼執行役会長）			
2008年 6月 野村証券(株)取締役兼執行役会長			
2011年 6月 当社取締役会長（兼 野村証券(株)取締役会長）（現任）			
取締役会長 指名委員（委員長） 報酬委員（委員長）	(重要な兼職状況) 野村証券(株)取締役会長 神奈川開発観光(株)代表取締役社長		
○同氏は、執行役を兼務せず、業務執行を行わない取締役であります。			

注1：2001年10月、当社は持株会社に改組し、社名を野村証券株式会社から「野村ホールディングス株式会社」に改め、証券会社の営業は会社分割により新設した子会社の野村証券株式会社に承継いたしました。2001年10月以前の当社における略歴は、それ以前の証券会社における地位および担当を記載しております。

注2：2003年6月、当社は、従来の監査役設置会社から、経営の監督機能と業務執行機能が制度的に分離されたガバナンス体制である「委員会設置会社」に移行いたしました。委員会設置会社である当社の業務執行は執行役が行っており、執行役を兼務しない取締役（非業務執行取締役）はこれを行っておりません。

2. <sup>なが</sup>永 <sup>い</sup>井 <sup>こう</sup>浩 <sup>じ</sup>二  
(1959年1月25日生)

執行役兼務 重任

所有株式数：普通株式 111,500株



取締役  
代表執行役  
グループCEO

1981年 4月 当社入社  
2003年 4月 野村証券(株)取締役  
2003年 6月 同社執行役  
2007年 4月 同社常務執行役  
2008年10月 同社常務(執行役員)  
2009年 4月 同社執行役兼専務(執行役員)  
2011年 4月 同社Co-CEO兼執行役副社長  
2012年 4月 当社執行役員(兼 野村証券(株)取締役兼代表執行役社長)  
2012年 8月 当社代表執行役グループCEO(兼 野村証券(株)取締役兼代表執行役社長)  
2013年 6月 当社取締役兼代表執行役グループCEO(兼 野村証券(株)取締役兼代表執行役社長)  
(現任)

(重要な兼職状況)  
野村証券(株)取締役兼代表執行役社長

3. <sup>よし</sup>吉 <sup>かわ</sup>川  
(1954年4月7日生)

<sup>あつし</sup>淳

執行役兼務 重任

所有株式数：普通株式 148,520株



取締役  
代表執行役  
グループCOO

1978年 4月 当社入社  
2000年 6月 当社取締役  
2001年10月 野村証券(株)取締役  
2003年 6月 同社執行役  
2004年 4月 当社執行役(兼 野村アセットマネジメント(株)常務執行役)  
2005年 4月 当社執行役(兼 野村アセットマネジメント(株)専務執行役)  
2006年 4月 野村アセットマネジメント(株)専務執行役  
2008年 4月 同社取締役兼執行役社長  
2008年10月 当社執行役  
(兼 野村アセットマネジメント(株)取締役、執行役社長兼CEO)  
2011年 6月 当社専務(執行役員)  
(兼 Nomura Holding America Inc. CEO兼社長)  
2011年10月 当社専務(執行役員)  
(兼 Nomura Holding America Inc. CEO兼社長、Nomura Securities International Inc. 会長兼CEO)  
2012年 8月 当社代表執行役グループCOO  
2013年 6月 当社取締役兼代表執行役グループCOO  
2014年 4月 当社取締役兼代表執行役グループCOO(兼 野村証券(株)取締役兼代表執行役)(現任)

(重要な兼職状況)  
野村証券(株)取締役兼代表執行役  
Nomura Holding America Inc. 会長

4. 鈴木裕之  
(1959年2月3日生)

非業務執行取締役

重任

所有株式数：普通株式 75,400株



取締役  
監査委員

1982年 4月 当社入社  
2005年 4月 野村証券(株)執行役  
2008年10月 当社執行役員  
2008年12月 野村証券(株)執行役員  
2009年 4月 同社常務(執行役員)  
2010年 6月 当社常務(執行役員)(兼 野村証券(株)執行役兼常務(執行役員))  
2011年 4月 当社常務(執行役員)(兼 野村証券(株)専務(執行役員))  
2013年 4月 当社顧問  
2013年 6月 当社取締役(現任)

(重要な兼職状況)  
野村信託銀行(株)社外取締役  
野村アセットマネジメント(株)社外取締役

○同氏は、執行役を兼務せず、業務執行を行わない取締役であります。

5. David Benson [デイビッド・ベンソン]  
(1951年2月9日生)

非業務執行取締役

重任

所有株式数：普通株式 0株



取締役

1997年 2月 Nomura International plc入社  
1999年 7月 同社欧州リスクマネジメントヘッド  
2005年 3月 同社チーフ・オペレーティング・オフィサー (COO)  
2007年 8月 同社退社  
2008年11月 当社執行役員 チーフ・リスク・オフィサー (CRO)  
2011年 1月 当社執行役員 リスク・アンド・レギュラトリー・アフェアーズ  
バイス・チェアマン  
2011年 4月 当社副会長(執行役員)  
2011年 6月 当社取締役(現任)

(重要な兼職状況)  
Nomura Europe Holdings plc ディレクター  
Nomura International plc ディレクター

○同氏は、執行役を兼務せず、業務執行を行わない取締役であります。

## 【社外取締役候補者(候補者番号6～11)】

社外取締役候補者6名は、全員が当社の定める独立性基準を満たしております。

また、当社は、社外取締役候補者の全員を独立役員(株東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役)に指定しております。

ご参考：野村ホールディングスの社外取締役「独立性基準」

当社の社外取締役は、野村グループに対する独立性を保つため、以下に定める要件を満たすものとする。

(1) 本人が、現在または過去3年間に於いて、以下に掲げる者に該当しないこと。

① 当社関係者

以下に定める要件を満たす者を当社関係者とする。

- ・ 当社の業務執行者(\*1)が役員に就任している会社の業務執行者
- ・ 当社の大株主(直接・間接に10%以上の議決権を保有する者)またはその業務執行者
- ・ 当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員

② 当社の主要な借入先(\*2)の業務執行者

③ 当社の主要な取引先(\*3)の業務執行者(パートナー等を含む)

④ 野村グループより、役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受領している者

⑤ 一定額を超える寄付金(\*4)を当社より受領している団体の業務を執行する者

(2) 本人の配偶者、二親等内の親族または同居者が、現在、以下に掲げる者(重要でない者を除く)に該当しないこと。

① 野村グループの業務執行者

② 上記(1)①～⑤に掲げる者

(注)

\*1 業務執行者とは、業務執行取締役および執行役ならびに執行役員等の重要な使用人をいう。

\*2 主要な借入先とは、連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先をいう。

\*3 主要な取引先とは、ある取引先の野村グループとの取引が、当該取引先の最終事業年度における年間連結売上上の2%の金額を超える取引先をいう。

\*4 一定額を超える寄付金とは、ある団体に対する、年間1,000万円または当該団体の総収入もしくは経常収益の2%のいずれか大きい方の金額を超える寄付金をいう。

以上

6. <sup>さか</sup>坂 <sup>ね</sup>根 <sup>まさ</sup>正 <sup>ひろ</sup>弘  
(1941年1月7日生)

社外取締役・独立役員

重任

所有株式数：普通株式 30,000株



社外取締役  
指名委員  
報酬委員

在任年数：6年

取締役会への出席状況：  
10回／10回

1963年 4月 (株)小松製作所入社  
2001年 6月 同社代表取締役社長  
2003年 6月 同社代表取締役社長兼CEO  
2007年 6月 同社代表取締役会長  
2008年 6月 当社社外取締役(現任)  
2010年 6月 (株)小松製作所取締役会長  
2013年 4月 同社取締役相談役  
2013年 6月 同社相談役(現任)

(重要な兼職状況)

(株)小松製作所相談役  
旭硝子(株)社外取締役  
野村證券(株)社外取締役  
東京エレクトロン(株)社外取締役  
武田薬品工業(株)社外取締役(予定)

(社外取締役候補者とした理由)

同氏は、経営についての豊富な経験を有しており、(株)小松製作所代表取締役社長や日本経済団体連合会副会長等を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。同氏には、引き続きその豊富な経験と高い独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、重任をお願いするものです。なお同氏は、第110期中に開催された指名委員会3回および報酬委員会3回のすべてに出席しております。

7. <sup>くさ</sup>草 <sup>かり</sup>刈 <sup>たか</sup>隆 <sup>お</sup>郎  
(1940年3月13日生)

社外取締役・独立役員

重任

所有株式数：普通株式 0株



社外取締役  
指名委員  
報酬委員

在任年数：3年

取締役会への出席状況：  
10回／10回

1964年 4月 日本郵船(株)入社  
1999年 8月 同社代表取締役社長  
2002年 4月 同社代表取締役社長経営委員  
2004年 4月 同社代表取締役会長経営委員  
2006年 4月 同社代表取締役会長・会長経営委員  
2009年 4月 同社取締役・相談役  
2010年 6月 同社相談役(現任)  
2011年 6月 当社社外取締役(現任)

(重要な兼職状況)

日本郵船(株)相談役  
野村證券(株)社外取締役

(社外取締役候補者とした理由)

同氏は、経営についての豊富な経験を有しており、日本郵船(株)代表取締役社長や日本経済団体連合会副会長等を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。同氏には、引き続きその豊富な経験と高い独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、重任をお願いするものです。なお同氏は、指名委員および報酬委員就任後に開催された指名委員会1回および報酬委員会2回のすべてに出席しております。

ふじ ぬま つぐ おき  
8. 藤 沼 亜 起  
(1944年11月21日生)

社外取締役・独立役員

重任

所有株式数：普通株式 27,500株



社外取締役  
監査委員（委員長）

在任年数：6年

取締役会への出席状況：  
10回／10回

- 1969年 4月 堀江・森田共同監査事務所入所
- 1970年 6月 アーサーヤング公認会計士共同事務所入所
- 1974年11月 公認会計士登録
- 1991年 5月 監査法人朝日新和会計社代表社員
- 1993年 6月 太田昭和監査法人（新日本監査法人（現、新日本有限責任監査法人））代表社員
- 2000年 5月 国際会計士連盟会長
- 2004年 7月 日本公認会計士協会会長
- 2007年 6月 新日本監査法人退職
- 2007年 7月 日本公認会計士協会相談役（現任）
- 2008年 6月 当社社外取締役（現任）

（重要な兼職状況）

- |                |                         |
|----------------|-------------------------|
| 住友商事(株)社外監査役   | 武田薬品工業(株)社外監査役          |
| 住友生命保険(相)社外取締役 | (株)セブン&アイ・ホールディングス社外監査役 |
| 野村證券(株)社外取締役   |                         |

（社外取締役候補者とした理由）

同氏は、国際的な会計制度に精通し、米国企業改革法上の財務専門家該当する高い専門性を有しており、国際会計士連盟会長、日本公認会計士協会会長、国際会計基準委員会財団評議員等を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、重任をお願いするものです。なお同氏は、第110期中に開催された監査委員会18回のすべてに出席しております。

（独立性に関する補足事項）

同氏は、過去に当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人の代表社員を務めておりました。同氏は、新日本有限責任監査法人を退職後、既に7年が経過しており、退職後は同監査法人の運営や財務方針には一切関与しておらず、また、同監査法人に在籍中に当社の会計監査に関与したこともありません。当社は、同氏の経歴は、当社の社外取締役としての独立性に何ら影響をおよぼすものではないと判断しております。

また、同氏は、当社の社外取締役の独立性基準、(株)東京証券取引所の定める独立役員としての要件に加え、当社の監査委員に求められるニューヨーク証券取引所の独立性基準も満たしております。

かねもととしのり  
9. 兼元俊徳

(1945年8月24日生)

社外取締役・独立役員

重任

所有株式数：普通株式 0株



社外取締役  
監査委員

在任年数：3年

取締役会への出席状況：  
10回／10回

1968年 4月 警察庁入庁  
1992年 4月 熊本県警察本部長  
1995年 8月 警察庁国際部長  
1996年10月 国際刑事警察機構 (ICPO) 総裁  
2000年 8月 警察大学校長  
2001年 4月 内閣官房 内閣情報官  
2007年 1月 弁護士登録 (第一東京弁護士会)  
2007年 2月 シティユーワ法律事務所 オブ・カウンセラー (現任)  
2011年 6月 当社社外取締役 (現任)

(重要な兼職状況)

シティユーワ法律事務所 オブ・カウンセラー JXホールディングス(株)社外監査役  
野村證券(株)社外取締役

(社外取締役候補者とした理由)

同氏は、警察庁国際部長、国際刑事警察機構 (ICPO) 総裁、内閣情報官等を歴任した後、現在は弁護士として高度な専門性を有して活躍され、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、重任をお願いするものです。なお同氏は、指名委員および報酬委員退任前に開催された指名委員会2回および報酬委員会1回、監査委員就任後に開催された監査委員会13回のすべてに出席しております。

10. Clara Furse [クララ・ファース]

(1957年9月16日生)

社外取締役・独立役員

重任

所有株式数：普通株式 0株



社外取締役

在任年数：4年

取締役会への出席状況：  
9回／10回

1983年 2月 Phillips & Drew (現、UBS) 入社  
1990年 6月 London International Financial Futures Exchange (LIFFE)  
ノン・エグゼクティブ・ディレクター  
1997年 6月 LIFFE デピュティ・チェアマン  
1998年 5月 Credit Lyonnais Rouse グループ・チーフ・エグゼクティブ  
2001年 1月 London Stock Exchange Group チーフ・エグゼクティブ  
2010年 6月 当社社外取締役 (現任)  
2013年 4月 Bank of England Financial Policy Committee 外部メンバー (現任)

(重要な兼職状況)

Amadeus IT Holding, S.A. ノン・エグゼクティブ・ディレクター  
UK Department for Work and Pensions ノン・エグゼクティブ・ディレクター  
Bank of England Financial Policy Committee 外部メンバー

(社外取締役候補者とした理由)

同氏は、金融ビジネスについての豊富な経験を有しており、ロンドン証券取引所グループの最高経営責任者 (チーフ・エグゼクティブ) 等を歴任され、2008年には英国の勲章を授与される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。同氏には、引き続きそのグローバルで豊富な経験と高い独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、重任をお願いするものです。

# 11. Michael Lim Choo San [マイケル・リム]

(1946年9月10日生)

社外取締役・独立役員

重任

所有株式数：普通株式 0株



社外取締役

在任年数：3年

取締役会への出席状況：  
10回／10回

1972年 8月 Price Waterhouse, Singapore 入所  
1992年 1月 同所 マネージング・パートナー  
1998年 10月 The Singapore Public Service Commission メンバー (現任)  
1999年 7月 PricewaterhouseCoopers, Singapore エグゼクティブ・チェアマン  
2002年 9月 Land Transport Authority of Singapore チェアマン (現任)  
2011年 6月 当社社外取締役 (現任)  
2011年 11月 Accounting Standards Council, Singapore チェアマン (現任)  
2013年 4月 Singapore Accountancy Commission チェアマン (現任)

(重要な兼職状況)

Land Transport Authority of Singapore チェアマン  
Olam International Limited インディペンデント・ディレクター  
Nomura Asia Holding N.V. ディレクター  
Nomura Singapore Ltd. ノン・エグゼクティブ・チェアマン

(社外取締役候補者とした理由)

同氏は、国際的な会計制度に精通しており、プライスウォーターハウスクーパース (シンガポール) の会長やシンガポールの公職等を歴任され、1998年から2010年にかけて三度にわたり同国より勲章を授与される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。同氏には、引き続きそのグローバルで豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、重任をお願いするものです。

注3：11名の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

注4：当社は、社外取締役候補者 坂根正弘、草刈隆郎、藤沼亜起、兼元俊徳、Clara FurseおよびMichael Lim Choo Sanの各氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約 (責任限定契約) を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円または法令の規定する額のいずれか高い額になります。各氏の重任が承認された場合、当社は各氏と上記責任限定契約を継続する予定であります。

注5：当社子会社である野村証券(株)は、公募増資案件に係る法人関係情報に関する管理態勢に不備が認められた等として、2012年8月、金融庁から業務改善命令を受けました。同社は、法人関係情報の社内外における伝達方法や情報管理体制の見直し等の改善策について、同年12月末までにすべての施策を実施いたしました。同社の社外取締役を兼務する社外取締役候補者 坂根正弘、草刈隆郎、藤沼亜起および兼元俊徳の各氏は、日頃から同社取締役会等において法令遵守の観点からの発言を行っており、改善策を定着させ有効に機能させ続けるための取組み等に関して様々な提言を行っております。

注6：社外取締役候補者 草刈隆郎氏は、2010年6月まで日本郵船(株)の取締役を務めておりました。同社は、2014年3月、2008年1月から2012年9月までの間の特定自動車運送業務に関して、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。

(ご参考) 定時株主総会後の指名委員会、報酬委員会および監査委員会の構成は以下を予定しております。

指名委員会	古賀 信 行 (委員長)	坂 根 正 弘	草 刈 隆 郎
報酬委員会	古賀 信 行 (委員長)	坂 根 正 弘	草 刈 隆 郎
監査委員会	藤 沼 亜 起 (委員長)	兼 元 俊 徳	鈴 木 裕 之

以上

(添付書類)

# 第110期 事業報告

(2013年4月1日から2014年3月31日まで)

## I. 野村グループの現況に関する事項

### 1. 経営の基本方針と業務運営体制

#### (1) 経営の基本方針

野村グループは、社会からの信頼および株主・お客様をはじめとしたステークホルダーの満足度の向上を通じて企業価値を高めることを経営目標といたします。

「アジアに立脚したグローバル金融サービス・グループ」として国内外のお客様に付加価値の高いソリューションを提供するとともに、当グループに課せられた社会的使命を踏まえて経済の成長や社会の発展に貢献してまいります。

企業価値の向上にあたっては、経営指標として1株当たり当期純利益 (EPS) を重視し、当該指標の持続的改善を図るものといたします。

#### (2) 業務運営体制

野村グループの業務運営は、統一された戦略のもとに、個々の会社単位ではなく、グローバルに連携された部門を中心として行われております。野村グループのビジネスは、営業部門、アセット・マネジメント部門およびホールセール部門の3部門で構成されており、それぞれの部門において専門性の向上とビジネスの推進・拡大を図るとともに、地域および部門間の連携を強化することでグループとしてのビジネスの総和を極大化してまいります。

## 2. 事業の経過およびその成果

### (1) 業績総括

当期の世界経済を振り返りますと、米国においては、家計のバランスシート調整が概ね終了し、民間消費を中心に景気回復が見られました。欧州でも、一部の国においては構造調整を要するものの、一時期の最悪期は脱し、先進国経済は、総じて堅調に推移いたしました。一方で、中国においてはシャドー・バンキングに対する規制強化のほか、労働市場の逼迫や地方政府による公共投資の減少などもあり成長率が鈍化したこと、また昨年後半に生じたウクライナ問題など、新興国を中心に先行きが不透明な要素も生じております。

このような中、日本経済は、安倍政権の推進する経済政策 (アベノミクス) により、為替が円安に推移し、これによる企業業績の好転から株式市場は大きく上昇しました。さらに昨年9月には2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定もあり、企業や消費者の心理を通じて、実体経済にもプラス効果が波及し、民間消費の改善など、景気は回復基調を辿っております。これらの動きを受けて、東証株価指数 (TOPIX) は、期初の1,000ポイントから、5月には1,276ポイントまで上昇しました。夏場には一時停滞する局面もありましたが、年末から年初にかけて1,306ポイントまで回復し、1,202ポイントで当期末を迎えました。また、円ドル相場は、期初の1ドル93円台から円安が進み、年末には105円台となった後、当期末には103円台となっています。

また、金融規制に関しては、バーゼルⅢ (金融機関に対する自己資本等に関する規制) の導入がわが国においても開始さ

れるなど、国内外の金融機関に対する監督強化のための広範囲な規制改革が段階的に実施されており、今後も引き続き注意深く対応することが必要となっております。

このような環境下、野村グループでは、「すべてはお客様のために」という基本観のもと、お客様にとって付加価値の高い商品・サービスを提供できるよう努め、地域間、ビジネス間での連携強化を図り、収益の拡大に向けて取り組んでまいりました。その結果、当期の収益合計(金融費用控除後)は、野村不動産ホールディングス株式会社が連結子会社となっていた前期と比較して14.1%減の1兆5,571億円、金融費用以外の費用は同24.1%減の1兆1,955億円となりました。税引前当期純利益は3,616億円、当社株主に帰属する当期純利益は2,136億円となり、米国会計基準の適用を開始した2002年3月期以降、2006年3月期に次ぐ高水準となりました。株主資本利益率(ROE)は前期の4.9%から4ポイント改善し、8.9%となりました。また、当期のEPS(注)は55.8円となっております。なお、2014年3月末を基準日とする配当金は、1株当たり9円とし、年間での配当は1株につき17円といたしました。

(注)希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益

## 連結経営成績

	(単位: 億円)		(%)
	第109期 (2012.4.1~ 2013.3.31)	第110期 (2013.4.1~ 2014.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計(金融費用控除後)	18,136	15,571	△14.1
金融費用以外の費用計	15,759	11,955	△24.1
税引前当期純利益	2,377	3,616	52.1
法人所得税等	1,320	1,452	9.9
当期純利益	1,057	2,164	104.8
差引: 非支配持分に帰属する 当期純利益(損失)	△15	29	-
当社株主に帰属する 当期純利益	1,072	2,136	99.2
株主資本当社株主に帰属する 当期純利益率(ROE)	4.9%	8.9%	-

## (2)セグメント情報

当社は、業務運営および経営成績を、営業部門、アセット・マネジメント部門、ホールセール部門の区分で報告しております。

## セグメント情報(セグメント合計)

	(単位: 億円)		(%)
	第109期 (2012.4.1~ 2013.3.31)	第110期 (2013.4.1~ 2014.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計(金融費用控除後)	17,759	15,463	△12.9
金融費用以外の費用計	15,759	11,955	△24.1
税引前当期純利益	2,000	3,509	75.4

営業目的で保有する投資持分証券の評価損益を含まないセグメント情報(セグメント合計)における当期の収益合計(金融費用控除後)は前期比12.9%減の1兆5,463億円、金融費用以外の費用は同24.1%減の1兆1,955億円、税引前当期純利益は同75.4%増の3,509億円となりました。

## 営業部門

	(単位: 億円)		(%)
	第109期 (2012.4.1~ 2013.3.31)	第110期 (2013.4.1~ 2014.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計(金融費用控除後)	3,979	5,119	28.6
金融費用以外の費用計	2,973	3,199	7.6
税引前当期純利益	1,006	1,920	90.8

収益合計(金融費用控除後)は、主として、株式委託手数料の増加により、前期比28.6%増の5,119億円となりました。また、金融費用以外の費用は同7.6%増の3,199億円、税引前当期純利益は同90.8%増の1,920億円と増収増益となりました。

営業部門では、お客様から信頼いただける証券会社を目指し、お客様一人ひとりの運用ニーズに的確にお応えするため、コンサルティングを中心とする営業活動を継続してまいりました。2014年からスタートした少額投資非課税制度(NISA)についても、制度開始前に約2,200回のセミナーを開催するなど、より多くのお客様にこの制度をご利用いただくための取組みを行ってまいりました。その結果、お客様からお預かりしている資産の残高は前期末の83.8兆円から91.7兆円に増加し、過去最高水準となりました。また、お客様の口座数も前期末比11.9万口座増の514万口座となり、営業基盤は着実に拡大しております。

## アセット・マネジメント部門

	(単位: 億円)		(%)
	第109期 (2012.4.1~ 2013.3.31)	第110期 (2013.4.1~ 2014.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計(金融費用控除後)	689	805	16.7
金融費用以外の費用計	478	534	11.7
税引前当期純利益	212	271	28.1

収益合計(金融費用控除後)は、運用資産残高が増加したことなどにより、前期比16.7%増の805億円となりました。また、金融費用以外の費用は同11.7%増の534億円となりました。その結果、税引前当期純利益は同28.1%増の271億円で、増収増益となりました。

投資信託ビジネスでは、株式投資信託を中心に資金が流入したことやマーケット環境の改善を受けて、運用資産残高が増加しました。特に、インフラ関連株式に着目したファンドや、日本株ファンドを中心とした商品が運用資産拡大に寄与しました。また、NISAについても、商品面での対応、セミナーの開催やWebコンテンツの充実等を通じて、制度の普及促進に向け注力してまいりました。投資顧問ビジネスでは、日本株や海外債券を中心に海外顧客からの運用の受託が増加しました。その結果、2014年3月末の運用資産残高は前期末比2.9兆円増の30.8兆円となりました。

## ホールセール部門

	(単位: 億円)		(%)
	第109期 (2012.4.1~ 2013.3.31)	第110期 (2013.4.1~ 2014.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計(金融費用控除後)	6,449	7,651	18.6
金融費用以外の費用計	5,732	6,533	14.0
税引前当期純利益	717	1,118	56.0

ホールセール部門は、金融商品の取引、販売および組成に関する業務を行うグローバル・マーケット、投資銀行業務を行うインベストメント・バンキングの2つのビジネス部門から構成されています。

収益合計(金融費用控除後)は、前期から18.6%増加し、

7,651億円となりました。第1四半期は前期から引き続き市場が活況を呈し、日本が収益を牽引しました。第2四半期以降では日本の収益は相対的に低下したものの、海外地域の収益が貢献し、結果として、ホールセール部門全体では、前期比で増収となりました。また、金融費用以外の費用は、主として円安の影響を受け、同14.0%増の6,533億円となりましたが、これまでの損益分岐点の引き下げ努力が奏功し、費用の増加幅を抑制することができました。税引前当期純利益は同56.0%増の1,118億円となり、二期連続で増収増益を達成いたしました。

### グローバル・マーケット

グローバル・マーケットの収益は、前期比で増収となりました。フィクスト・インカム関連ビジネスは、米国における量的緩和の縮小観測、シリアやウクライナ情勢の緊迫化懸念など、不透明な市場環境による影響を受けましたが、エクイティ関連ビジネスは、世界的な景気回復および株式市場の上昇を受けて、大幅増収を達成いたしました。特に日本ではアベノミクスを追い風にIPOや公募増資が増加し、収益の押し上げに寄与しています。なお、2012年12月に実施したフィクスト・インカムとエクイティの統合により、昨今の市場環境の変化に柔軟に対応することができるようになり、お客様のニーズに沿ったサービスや商品の提供を機動的に行うことによる収益の拡大と業務の効率化が進んでおります。

### インベストメント・バンキング

インベストメント・バンキングでは、M&Aは市場全体がやや低調となったものの、株式市場の好調を受けた国内外での

資金調達の活発化や大型のIPOなどがあり、全体での収益は拡大しました。また、過年度の費用削減による効果や生産性の改善に取り組んだ結果、海外を中心に収益性が大幅に改善しております。

さらに、国内外の各地域のお客様のニーズがグローバル化する中、地域間や部門間の連携を促進し、クロスボーダーの取引に付随する為替・金利取引等のソリューション・ビジネスやファイナンスを獲得するなど取引の複合化を一段と図っております。また、ライセンス・イシューなどの新商品の提供を通じて収益源の多様化を進めております。

### その他

	(単位：億円)		(%)
	第109期 (2012.4.1～ 2013.3.31)	第110期 (2013.4.1～ 2014.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計(金融費用控除後)	6,642	1,888	△71.6
金融費用以外の費用計	6,576	1,689	△74.3
税引前当期純利益	66	200	203.1

収益合計(金融費用控除後)は前期比71.6%減の1,888億円、金融費用以外の費用は同74.3%減の1,689億円、税引前当期純利益は200億円となりました。ここには、野村不動産ホールディングス株式会社が連結子会社から外れたことによる影響が含まれております。

### 3. 資金調達等についての状況

#### (1) 資金調達の状況

資金調達につきましては、主に当社、野村証券株式会社およびノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.が調達主体となり、外部借入や起債などを行っております。また、保有資産の流動性や使用通貨に合わせた資金調達により、調達構造の最適化を図っております。

当期は、合計1,120億円の国内無担保社債を発行いたしました。加えて2014年3月に10億ドルの米ドル建普通社債を発行いたしました。

#### (2) 設備投資の状況

設備投資につきましては、主として、国内およびグローバルなビジネスラインの業務推進支援を目的としたシステム投資を行っております。営業部門においては、NISAに対応する投資を実施いたしました。ホールセール部門では、機関投資家のグローバルなオーダーに対応するトレーディングシステムやシステム基盤の強化と拡充を引き続き行っております。

### 4. 財産および損益の状況

項 目 \ 期 別	第107期 (2010.4.1~2011.3.31)	第108期 (2011.4.1~2012.3.31)	第109期 (2012.4.1~2013.3.31)	第110期 (2013.4.1~2014.3.31)
収益合計	13,855億円	18,518億円	20,799億円	18,318億円
収益合計(金融費用控除後)	11,307億円	15,359億円	18,136億円	15,571億円
税引前当期純利益	933億円	850億円	2,377億円	3,616億円
当社株主に帰属する 当期純利益	287億円	116億円	1,072億円	2,136億円
1株当たり当社株主に帰属する 当期純利益	7.90円	3.18円	29.04円	57.57円
希薄化後1株当たり当社株主に帰属する 当期純利益	7.86円	3.14円	28.37円	55.81円
総資産	366,930億円	356,973億円	379,424億円	435,203億円
当社株主資本合計	20,828億円	21,072億円	22,944億円	25,137億円

(注) 米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき記載しております。

## 5. 対処すべき課題

野村グループでは、社会からの信頼および株主・お客様をはじめとしたステークホルダーの満足度の向上を通じて、企業価値を高めることを経営目標として掲げております。企業価値の向上にあたっては、様々な環境変化に柔軟に対応し、安定的な利益成長を達成するための経営指標として、1株当たり当期純利益(EPS)を重視し、その持続的な改善を図るものとしております。

経営目標の達成に向けて、最重点課題として、全地域、全ビジネスにおける黒字化に取り組んでおります。当期は、海外各拠点を中心にビジネスの選択と集中をさらに推し進め、かねてより取り組んでいた10億ドルのコスト削減を完了いたしました。引き続き、海外各拠点の収益力を強化し、グループとしての競争力を高めるための取組みを進めてまいります。

金融規制等への対応も引き続き取り組んでまいります。当社は、昨年3月末からバーゼルⅢ(金融機関に対する自己資本等に関する規制)の適用を受けております。また、国内では金融機関の実効的な破綻処理制度を整備するために預金保険法が改正され、野村グループも危機対応措置の対象に含まれたことから預金保険機構による監督を受けることになりました。加えて、流動性規制に関して市場に与える影響など様々な議論が行われていることや、デリバティブなどの金融取引についても各国で新ルールが適用が始まるなど、グローバルな金融機関に対する規制が実行段階を迎えています。

さらに、欧米では銀行改革と呼ばれる抜本的制度改革と

して、銀行の業務範囲を制限する規制の導入や大手金融機関に対する追加的な規制を課す動きも活発化しており、欧州では引き続き金融取引税導入も議論されています。こうした様々な規制強化の動きは、当社に直接影響を与える可能性があるほか、株式、債券およびそれらの派生商品等の取引市場とともに、金融機関の競争条件にも影響を与えるため、当社においても、注意深く対応を進めてまいります。

各部門の課題、取組みは以下のとおりです。

### 【営業部門】

営業部門においては、お客様一人ひとりの悩みやニーズにお応えするため、営業店の窓口、インターネット、コールセンターなどを通して提供するサービスメニューの拡充を図ってまいります。コンサルティング営業を推し進め、お客様のライフプラン、ライフステージに沿った質の高いサービスを提供していくことで、野村グループが、引き続きお客様の信頼できるパートナーであることができるように取り組んでまいります。

### 【アセット・マネジメント部門】

投資信託ビジネスにおいては、投資家の幅広い投資ニーズに応える商品ラインナップの拡充を図り、投資顧問ビジネスにおいては、内外の機関投資家へ付加価値の高い運用サービスを提供することにより、顧客基盤の拡大と運用資産の増加を図ってまいります。アジアに本拠を持ち、幅

広い商品・サービスの提供力を有する特色ある運用会社として、運用パフォーマンスの向上に努め、世界の投資家から厚く信頼される存在を目指してまいります。

#### 【ホールセール部門】

グローバル・マーケットにおいては、野村グループのトレーディング力、リサーチ力や販売力などを活用して、お客様への付加価値の高い商品やソリューションの提供に取り組んでおります。また、フィクスト・インカムとエクイティの商品の枠を超えた、総合的なサービス向上を進めております。

一方、インベストメント・バンキングにおいては、お客様のビジネス活動のグローバル化が進む中、クロスボーダーM&Aや国内外の市場での資金調達、またそれらの取引に付随するソリューション・ビジネスについてもグローバルな体制整備を一段と進めてまいります。

ホールセール部門では、お客様のニーズにお応えするために、これら複数のビジネスおよび地域をまたいだ連携が一層重要になっています。特に、中長期的な経済成長が見込め、また当社が地理的にも優位性を持つアジア地域において、今後の成長のためにグループの総合力を発揮するよう努めてまいります。

#### 【リスクマネジメント、コンプライアンスなど】

リスクマネジメントについては、グローバルなビジネスが拡大する中、財務の健全性の確保や企業価値の向上に向け、引き続き管理体制の一層の強化と効率化が必要となっております。経営トップ自らがリスクマネジメントに積

極的に関与し、的確な判断を下すリスク管理体制の拡充に努めてまいります。

コンプライアンスについては、当社がビジネスを展開している各国の法令および規則を遵守するための管理体制の改善に向け、引き続き注力してまいります。加えて、単に法令および規則の遵守にとどまらず、野村グループに対する社会およびお客様からの信頼に応え、金融・資本市場の一層の発展に資するべく、役職員全員がより高い倫理観を持って業務に取り組めるよう社内の制度やルールの見直しを継続的に実施し、実効性をさらに高めてまいります。

当社子会社である野村証券株式会社における、2012年の一連の公募増資にかかる課徴金勧告事案については、同年6月29日に公表した改善策をすべて実施しております。改善策を定着させ有効に機能させることにより、再発防止および信頼回復に努めてまいりました。今後も、役員および社員一人ひとりが、資本市場に携わるプロフェッショナルとしての職業倫理観を持ち、顧客への情報伝達や取引推奨における不正防止はもとより、内部管理態勢の一層の強化および充実に取り組んでまいります。

また、高度化したリスク管理の実効性およびガバナンスの有効性を高めるため、インターナル・オーディット(内部監査)の体制の整備を行っております。業務執行からの独立性を高め、内部統制システムがより一層有効に機能するよう強化するとともに、企業行動の適正化を推し進めてまいります。

以上の取組みを通じて、当社では、グループ全体の収益力の強化を通じて経営目標の達成と企業価値の極大化を図ってまいります。3部門および地域間の連携を推し進め、アジアに立脚したグローバル金融サービス・グループとして、金融・資本市場の安定とさらなる拡大および発展に尽力してまいります。

## 6. 主要な事業内容

野村グループの主たる事業は、証券業を中核とする投資・金融サービス業であり、わが国をはじめ世界の主要な金融・資本市場を網羅する営業拠点等を通じ、お客様に対し資金調達、資産運用の両面で幅広いサービスを提供しております。具体的な事業として、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、有価証券の引受けおよび売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い、自己資金投資業、アセット・マネジメント業およびその他の証券業ならびに金融業などを営んでおります。当社の事業別セグメントは、営業部門、アセット・マネジメント部門およびホールセール部門の区分で構成されております。

## 7. 主要拠点等

### (1) 国内の主要拠点

当社本社(東京)

野村証券株式会社 本支店(計159店)

東京都 34店 関東地方(東京都を除く) 38店

北海道地方 5店 東北地方 9店

北陸地方 4店 中部地方 16店

近畿地方 28店 中国地方 9店

四国地方 4店 九州・沖縄地方 12店

野村アセットマネジメント株式会社(東京、大阪、福岡)

野村信託銀行株式会社(東京、大阪)

野村ファシリティーズ株式会社(東京)

野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社(東京)

### (2) 海外の主要拠点

ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.

(アメリカ・ニューヨーク市)

ノムラ・インターナショナルPLC(イギリス・ロンドン市)

ノムラ・インターナショナル(ホンコン)LIMITED

ノムラ・シンガポールLIMITED

インスティネットInc. (アメリカ・ニューヨーク市)

### (3) 使用人の状況

使用人数(人)	前事業年度末比増減(人)
27,670	286(減)

(注)1. 使用人数には当社および連結子会社の使用人数の合計(臨時使用人を除く)を記載しております。

2. 使用人数は就業人員数であります。

#### (4)重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	事業内容
野村証券株式会社	東京都 中央区	100億円	100%	証券業
野村アセットマネジメント株式会社	東京都 中央区	171億80百万円	100%	投資信託委託業、投資顧問業
野村信託銀行株式会社	東京都 千代田区	300億円	100%	銀行業、信託業
野村ファシリティーズ株式会社	東京都 中央区	4億80百万円	100%	不動産賃貸および管理業
野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社	東京都 千代田区	952億75百万円	100%	金融業
ノムラ・ホールディング・アメリカInc.	アメリカ・ニューヨーク市	49億3,863万米ドル	100%	持株会社
ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.	アメリカ・ニューヨーク市	36億5,000万米ドル	100%*	証券業
ノムラ・アメリカ・モーゲッジ・ファイナンスLLC	アメリカ・ニューヨーク市	16億7,149万米ドル	100%*	持株会社
インスティネットInc.	アメリカ・ニューヨーク市	13億696万米ドル	100%*	持株会社
ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLC	イギリス・ロンドン市	75億2,279万米ドル	100%	持株会社
ノムラ・インターナショナルPLC	イギリス・ロンドン市	83億181万米ドル	100%*	証券業
ノムラ・バンク・インターナショナルPLC	イギリス・ロンドン市	5億5,500万米ドル	100%*	金融業
ノムラ・キャピタル・マーケッツLTD	イギリス・ロンドン市	31億2,320万米ドル	100%	金融業
ノムラ・アジア・ホールディングN.V.	オランダ・アムステルダム市	1,221億22百万円	100%	持株会社
ノムラ・インターナショナル (ホンコン) LIMITED	香港	1,427億11百万円	100%*	証券業
ノムラ・シンガポールLIMITED	シンガポール・シンガポール市	2億3,900万シンガポールドル	100%*	証券業、金融業

- (注) 1. 資本金は各会社の会計通貨により表示しております。資本金がゼロまたは名目的な金額の会社(主にアメリカを所在地とする会社)につきましては、資本準備金相当額を含んだ額を開示しております。また当社の議決権比率欄の\*は間接所有株式の議決権を含めた比率であります。
2. 当期末の連結子会社および連結変動持分事業体は814社、持分法適用会社は、株式会社野村総合研究所、野村不動産ホールディングス株式会社等、15社となりました。

## 8. 主要な借入先の状況

借入先	借入金の種類	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	長期借入金	274,896
	短期借入金 <sup>(注1)</sup>	101,440
株式会社みずほ銀行	長期借入金	295,000
	短期借入金 <sup>(注2)</sup>	76,440
株式会社三井住友銀行	長期借入金	290,576
	短期借入金 <sup>(注1)</sup>	80,864
株式会社りそな銀行	長期借入金	40,000
	短期借入金 <sup>(注1)</sup>	30,000
三井住友信託銀行株式会社	長期借入金	120,000
三菱UFJ信託銀行株式会社	長期借入金	70,000
	短期借入金 <sup>(注1)</sup>	30,000
みずほ信託銀行株式会社	長期借入金	30,000
株式会社千葉銀行	長期借入金	42,000
株式会社静岡銀行	長期借入金	10,000
	短期借入金 <sup>(注1)</sup>	25,000
株式会社八十二銀行	長期借入金	20,000
	短期借入金 <sup>(注1)</sup>	10,000
第一生命保険株式会社	長期借入金	40,000
日本生命保険相互会社	長期借入金	30,432

(注) 1. 1年以内返済期限到来の長期借入金です。  
2. 1年以内返済期限到来の長期借入金25,000百万円を含みます。

## 9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、拡大する事業機会を迅速かつ確実に捉えるために必要となる十分な株主資本の水準を保持することを基本方針としております。必要となる資本の水準につきましては、以下を考慮しつつ適宜見直してまいります。

- ・事業活動に伴うリスクと比較して十分であること
- ・監督規制上求められる水準を充足していること
- ・グローバルに事業を行っていくために必要な格付けを維持すること

当社は、株主の皆様への利益還元について、株主価値の持続的な向上および配当を通じて実施していくことを基本と考えています。

配当につきましては、連結配当性向30%を重要な指標のひとつとし、安定的な支払いに努めてまいります。

しかしながら、各期の配当額については、バーゼル規制強化をはじめとする国内外の規制環境の動向、連結業績を合わせて総合的に勘案し、決定してまいります。

なお、当社は、会社法第459条第1項に基づき、6月30日、9月30日、12月31日および3月31日を基準日として、取締役会の決議により剰余金の配当を実施することができる旨を定款に定めておりますが、配当回数については、原則として年2回(基準日:9月30日、3月31日)といたします。

内部留保金については、前記規制環境の変化に万全の対応を行うとともに、株主価値の向上につなげるべく、システムや店舗などのインフラの整備も含め、高い収益性と成長性を見込める事業分野に有効投資してまいります。

自己株式の取得につきましては、経営環境の変化に機動的に対応し、株主価値の向上に資する財務政策の選択肢として検討してまいります。自己株式の取得枠の設定を決定した場合には、速やかに公表し、当社の運営方針に従って実行してまいります。

#### (当期の剰余金の配当)

上記の剰余金の配当等の決定に関する方針を踏まえ、2013年9月30日を基準日とする配当金は、1株当たり8円をお支払いいたしました。2014年3月31日を基準日とする配当金につきましては、1株当たり9円をお支払いすることといたしました。これにより年間での剰余金の配当は1株につき17円となります。

当期にかかる剰余金の配当の明細は次のとおりです。

決議	基準日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)
2013年10月29日 取締役会	2013年 9月30日	29,662	8.00
2014年4月30日 取締役会	2014年 3月31日	33,469	9.00

## II. 株式に関する事項

1. 当社が発行できる株式の総数 6,000,000,000株  
各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりです。

種類	発行可能種類株式総数(株)
普通株式	6,000,000,000
第1種優先株式	200,000,000
第2種優先株式	200,000,000
第3種優先株式	200,000,000
第4種優先株式	200,000,000

2. 発行済株式総数 普通株式 3,822,562,601株

3. 株主数 476,079名

#### 4. 上位10名の株主

株主名	持株数および持株比率	
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	162,108	4.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	128,994	3.5
ザバンク オブ ニューヨーク メロン エスエー エヌバイ 10	124,073	3.3
ザバンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシート ホルダーズ	44,659	1.2
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティ	43,994	1.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	42,067	1.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	42,022	1.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	41,720	1.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口3)	41,440	1.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	41,337	1.1

- (注) 1. 当社は期末日現在、自己株式を103,784千株保有しておりますが、上位10名の株主からは除外しております。  
2. 持株数は千株未満を切捨て、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 5. 自己株式の取得、処分等および保有の状況

### (1) 取得した株式

普通株式 40,038,931株

取得価額の総額 32,499,940千円

うち、取締役会決議により買い受けた株式

普通株式 40,000,000株

取得価額の総額 32,470,386千円

買受けを必要とした理由

ストック・オプション（新株予約権）の行使に伴い  
交付する株式に充当するため。

### (2) 処分した株式

普通株式 44,690,369株

処分価額の総額 30,127,728千円

### (3) 当事業年度末日における保有株式

普通株式 103,784,258株

## Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

### 1. 当事業年度末日現在の新株予約権等の状況

新株予約権の名称	割当日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる普通株式の数	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使価額(1株当たり)
第13回	2007. 4.25	1,044個	104,400株	2009. 4.26～2014. 4.25	1円
第14回	2007. 6.21	1,503個	150,300株	2009. 6.22～2014. 6.21	1円
第15回	2007. 8. 1	1,130個	113,000株	2009. 8. 2～2014. 8. 1	1,874円
第16回	2007. 8. 1	17,990個	1,799,000株	2009. 8. 2～2014. 8. 1	1,874円
第17回	2007. 8. 1	1,732個	173,200株	2009. 8. 2～2014. 8. 1	1円
第18回	2007.10.19	85個	8,500株	2009.10.20～2014.10.19	1円
第19回	2008. 4.23	3,849個	384,900株	2010. 4.24～2015. 4.23	1円
第20回	2008. 6.23	313個	31,300株	2010. 6.24～2015. 6.23	1円

新株予約権の名称	割当日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる普通株式の数	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使価額(1株当たり)
第21回	2008. 6.23	1,648個	164,800株	2010. 6.24～2015. 6.23	1円
第22回	2008. 8. 5	1,100個	110,000株	2010. 8. 6～2015. 8. 5	1,292円
第23回	2008. 8. 5	18,740個	1,874,000株	2010. 8. 6～2015. 8. 5	1,292円
第24回	2008. 8. 5	30個	3,000株	2010. 8. 6～2015. 8. 5	1円
第27回	2008.11.10	52個	5,200株	2010.11.11～2015.11.10	1円
第28回	2009. 4.30	3,064個	306,400株	2011. 5. 1～2016. 4.30	1円
第29回	2009. 6.16	1,013個	101,300株	2011. 6.17～2016. 6.16	1円
第30回	2009. 6.16	3,254個	325,400株	2011. 6.17～2016. 6.16	1円
第31回	2009. 8. 5	1,560個	156,000株	2011. 8. 6～2016. 8. 5	734円
第32回	2009. 8. 5	22,055個	2,205,500株	2011. 8. 6～2016. 8. 5	734円
第34回	2010. 5.18	11,590個	1,159,000株	2012. 5.19～2017. 5.18	1円
第35回	2010. 5.18	10,285個	1,028,500株	2012. 5.19～2017. 5.18	1円
第36回	2010. 5.18	485個	48,500株	2013. 5.19～2017. 5.18	1円
第37回	2010. 7.28	26,450個	2,645,000株	2012. 4.30～2017. 4.29	1円
第38回	2010. 7.28	9,937個	993,700株	2013. 4.30～2018. 4.29	1円
第39回	2010.11.16	20,703個	2,070,300株	2012.11.16～2017.11.15	478円
第40回	2011. 6. 7	17,607個	1,760,700株	2012. 5.25～2018. 5.24	1円
第41回	2011. 6. 7	40,572個	4,057,200株	2013. 5.25～2018. 5.24	1円
第42回	2011. 6. 7	184,627個	18,462,700株	2014. 5.25～2018. 5.24	1円
第43回	2011.11.16	20,868個	2,086,800株	2013.11.16～2018.11.15	299円
第44回	2012. 6. 5	21,021個	2,102,100株	2013. 4.20～2018. 4.19	1円
第45回	2012. 6. 5	125,637個	12,563,700株	2014. 4.20～2019. 4.19	1円
第46回	2012. 6. 5	124,121個	12,412,100株	2015. 4.20～2020. 4.19	1円
第47回	2012. 6. 5	48,702個	4,870,200株	2016. 4.20～2021. 4.19	1円
第48回	2012. 6. 5	48,607個	4,860,700株	2017. 4.20～2022. 4.19	1円
第49回	2012. 6. 5	16,710個	1,671,000株	2015.10.20～2021. 4.19	1円
第50回	2012. 6. 5	16,696個	1,669,600株	2016.10.20～2022. 4.19	1円
第51回	2012.11.13	28,351個	2,835,100株	2014.11.13～2019.11.12	298円
第52回	2013. 6. 5	68,851個	6,885,100株	2014. 4.20～2019. 4.19	1円
第53回	2013. 6. 5	68,523個	6,852,300株	2015. 4.20～2020. 4.19	1円

新株予約権の名称	割当日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる普通株式の数	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使価額(1株当たり)
第54回	2013. 6. 5	68,203個	6,820,300株	2016. 4.20～2021. 4.19	1円
第55回	2013.11.19	27,098個	2,709,800株	2015.11.19～2020.11.18	838円

- (注) 1. 各新株予約権は、すべて現金報酬に代わるストック・オプションとして、金銭による払込みを要しない形で発行しています。
2. 各新株予約権の譲渡には取締役会の承認を要します。
3. 各新株予約権の一部行使はできません。また、権利行使制限期間中に退職等により役員または使用人の地位を失った場合は、原則として権利を失います。
4. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる普通株式の数は期末日現在の数であります。
5. 第1回ないし第12回、第25回、第26回および第33回新株予約権は、権利行使、権利失効および行使期間の終了等により、すべて消滅いたしました。

## 2. 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

新株予約権の名称	取締役および執行役(社外取締役を除く)		社外取締役	
	新株予約権の数	保有人数	新株予約権の数	保有人数
第14回	91個	1人	—	—
第15回	150個	2人	—	—
第16回	310個	7人	—	—
第21回	79個	1人	—	—
第22回	50個	1人	40個	2人
第23回	450個	7人	—	—
第24回	—	—	30個	1人
第29回	180個	1人	60個	2人
第30回	180個	1人	—	—
第31回	250個	3人	40個	2人
第32回	350個	5人	—	—
第34回	391個	1人	—	—
第35回	1,588個	2人	—	—
第36回	485個	1人	—	—
第40回	692個	3人	—	—
第41回	1,713個	5人	—	—
第42回	2,688個	8人	—	—

新株予約権の名称	取締役および執行役(社外取締役を除く)		社外取締役	
	新株予約権の数	保有人数	新株予約権の数	保有人数
第44回	336個	3人	—	—
第45回	615個	5人	—	—
第46回	614個	5人	—	—
第47回	273個	5人	—	—
第48回	273個	5人	—	—
第52回	1,396個	8人	—	—
第53回	1,387個	8人	—	—
第54回	1,384個	8人	—	—

- (注) 1. 新株予約権の数は期末日現在の数であります。
2. 2010年より、社外取締役に對してはストック・オプションを付与しておりません。

## 3. 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

新株予約権の名称	当社使用人(当社の取締役または執行役を兼ねている者を除く)		当社の子会社の取締役、執行役および使用人(当社の取締役、執行役または使用人を兼ねている者を除く)	
	新株予約権の数	保有人数	新株予約権の数	保有人数
第52回	4,524個	21人	65,350個	963人
第53回	4,519個	21人	65,026個	963人
第54回	4,517個	21人	64,689個	963人
第55回	—	—	27,110個	1,263人

(注) 新株予約権の数は交付日現在の数であります。

## 4. その他新株予約権等に関する重要な事項

2014年5月15日、当社はストック・オプションの目的で2014年6月5日を割当日として、第56回から第61回新株予約権を当社の取締役、執行役および使用人等ならびに当社子会社の取締役、執行役および使用人等に発行することを決議いたしました。発行される新株予約権の総数は456,213個で、その目的である普通株式は45,621,300株の予定です。行使価額は1株当たり1円となっております。

## IV. 会社役員に関する事項

### 1. 取締役の状況

氏名	地位および担当	重要な兼職状況
古賀 信行	取締役会長 指名委員(委員長) 報酬委員(委員長)	野村証券株式会社取締役会長* 神奈川県開発観光株式会社代表取締役社長
永井 浩二	取締役 代表執行役 グループCEO	野村証券株式会社取締役兼代表執行役社長*
吉川 淳	取締役 代表執行役 グループCOO	Nomura Holding America Inc. 会長*
坂根 正弘	社外取締役 指名委員 報酬委員	株式会社小松製作所相談役 東京エレクトロン株式会社社外取締役 旭硝子株式会社社外取締役 野村証券株式会社社外取締役*
草刈 隆郎	社外取締役 指名委員 報酬委員	日本郵船株式会社相談役 野村証券株式会社社外取締役*
藤沼 亜起	社外取締役 監査委員(委員長)	住友商事株式会社社外監査役 武田薬品工業株式会社社外監査役 住友生命保険相互会社社外取締役 株式会社セブン&アイ・ホールディングス社外監査役 野村証券株式会社社外取締役*
兼元 俊徳	社外取締役 監査委員	シティユーワ法律事務所オプ・カウンセラー 亀田製菓株式会社社外監査役 JXホールディングス株式会社社外監査役 野村証券株式会社社外取締役*
鈴木 裕之	取締役 監査委員	野村信託銀行株式会社社外取締役* 野村アセットマネジメント株式会社社外取締役*
Clara Furse [クララ・ファース]	社外取締役	Amadeus IT Holding, S.A. ノン・エグゼクティブ・ディレクター UK Department for Work and Pensions ノン・エグゼクティブ・ディレクター Bank of England Financial Policy Committee 外部メンバー
Michael Lim Choo San [マイケル・リム]	社外取締役	Land Transport Authority of Singapore チェアマン Olam International Limited インディペンデント・ディレクター Nomura Asia Holding N.V. ディレクター* Nomura Singapore Ltd. ノン・エグゼクティブ・チェアマン*
David Benson [デイビッド・ベンソン]	取締役	Nomura Europe Holdings plc ディレクター* Nomura International plc ディレクター*

(注)1. 期末日現在の状況を記載しております。

2. 取締役 坂根正弘、草刈隆郎、藤沼亜起、兼元俊徳、Clara FurseおよびMichael Lim Choo Sanは会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
3. 監査委員(委員長)である取締役 藤沼亜起は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. \*の記載がある会社は当社の100%子会社(間接所有を含む。)です。
5. 社外取締役の兼職先(\*を除く)と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。
6. 2013年6月26日開催の第109回定時株主総会において、永井浩二、吉川淳および鈴木裕之が取締役に新たに選任され、就任いたしました。

## 2. 社外役員に関する事項

### (社外役員活動の状況)

氏名	主な活動状況
坂根正弘	当事業年度に開催された取締役会10回、指名委員会3回、および報酬委員会3回のすべてに出席し、長年の企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。
草刈隆郎	当事業年度に開催された取締役会10回、指名委員および報酬委員就任後に開催された指名委員会1回および報酬委員会2回のすべてに出席し、長年の企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。
藤沼亜起	当事業年度に開催された取締役会10回、監査委員会18回のすべてに出席し、国際的な会計制度に精通した専門家としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。
兼元俊徳	当事業年度に開催された取締役会10回、指名委員および報酬委員退任前に開催された指名委員会2回および報酬委員会1回、監査委員就任後に開催された監査委員会13回のすべてに出席し、法律の専門家としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。
Clara Furse [クララ・ファース]	当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回に出席し、ロンドン証券取引所の経営にも携わった金融ビジネスに関する豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。
Michael Lim Choo San [マイケル・リム]	当事業年度に開催された取締役会10回のすべてに出席し、国際的な会計制度に精通した専門家としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。

### (責任限定契約の内容の概要)

当社は、社外取締役6名全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

### 3. 執行役の状況

氏名	地位および担当	重要な兼職状況
永井浩二	取締役 代表執行役 グループCEO	[1. 取締役の状況]参照
吉川 淳	取締役 代表執行役 グループCOO ホールセール部門CEO	[1. 取締役の状況]参照
森田敏夫	執行役 営業部門CEO	
岩崎俊博	執行役 アセット・マネジメント部門CEO	野村アセットマネジメント株式会社取締役兼執行役会長兼社長
永松昌一	執行役 コーポレート統括	野村証券株式会社執行役 専務 野村信託銀行株式会社社外取締役 野村アセットマネジメント株式会社社外取締役
柏木茂介	執行役 財務統括責任者(CFO)	野村証券株式会社執行役 常務

- (注)1. 期末日現在の状況を記載しております。  
2. 2014年3月31日をもって、岩崎俊博は執行役(アセット・マネジメント部門CEO)を辞任いたしました。

(ご参考)2014年4月1日付の執行役の状況は以下のとおりです。

永井浩二	代表執行役	グループCEO
吉川淳	代表執行役	グループCOO
尾崎哲(新任)	執行役	ホールセール部門CEO
森田敏夫	執行役	営業部門CEO
渡邊国夫(新任)	執行役	アセット・マネジメント部門CEO
永松昌一	執行役	コーポレート統括
柏木茂介	執行役	財務統括責任者(CFO)

### 4. 取締役および執行役ごとの報酬等の総額

区分	人数(注1)	基本報酬等(注2)	賞与	当事業年度以前の繰延報酬(注3)	合計
取締役 (うち、社外)	12名 (7名)	302百万円 (145百万円)	43百万円 (—)	156百万円 (—)	501百万円 (145百万円)
執行役	6名	429百万円	222百万円	556百万円	1,207百万円
合計	18名	731百万円	265百万円	712百万円	1,708百万円

- (注)1. 上記人数には、2013年6月に退任した取締役3名(うち社外取締役1名)を含んでおります。期末日現在の人員は、取締役11名、執行役6名です。  
なお、取締役と執行役の兼任者については、上表では執行役の欄に人数と報酬を記入しております。  
2. 基本報酬等の額731百万円には、その他の報酬(通勤定期券代)として支給された報酬45万円が含まれています。  
3. 当事業年度以前に付与された繰延報酬(ストック・オプション等)のうち、当事業年度において会計上の費用として計上された金額をここに示しております。  
4. 上記のほか、当事業年度において社外取締役にに対し、当社の子会社の役員としての報酬等を当該子会社が合計58百万円支給しております。  
5. 当社は2001年に退職慰労金制度を廃止しております。

## 5. 報酬委員会による取締役および執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する事項

### (1) 方針の決定の方法

当社は委員会設置会社であるため、会社法定めるところにより、報酬委員会が「野村グループの報酬の基本方針」および「取締役および執行役にかかる報酬の方針」を決定しております。

### (2) 野村グループの報酬の基本方針

野村グループの報酬の基本方針は以下のとおりです。

野村グループがグローバルな競争力を備えた金融サービスグループとして確固たる地位を築く上で、最大の財産となるのは人材である。優秀な人材を確保・維持し、動機付け、育成するため、グループの役員および社員に関する「報酬の方針」を定める。これにより、グループの持続的な成長を達成し、株主価値の長期的な増大を実現し、顧客に付加価値をもたらす、グローバルな競争力を発揮し、ひいては野村の評価を高めることが可能になると考えている。

「報酬の方針」は次の6つのポイントからなる。

#### ① 野村が重視する価値および戦略との合致

- ・野村グループの戦略目標に即した成果に結びつくように報酬を設計する。
- ・報酬の水準と体系は、各ビジネスラインのニーズを踏まえ、マーケットにおける優秀な人材の確保に有効なものとする。

- ・野村の重視する価値の支えとなる人材を育成する。

#### ② 会社、部門、個人の業績の反映

- ・「ペイ・フォー・パフォーマンス(業績に応じた支払い)」等を基本的な原則とし、個人の属性にかかわらず、優秀な人材に対し動機付け、報いていく。
- ・グループ全体の業績を勘案するとともに、持続的な成長、コワーク、顧客志向の考え方も重視しながら、全体の報酬をコントロールする。これにより、戦略的な投資を適切に管理しつつ、マーケットにおいて競争力のある報酬慣行を維持する。
- ・個人の報酬については、グループ全体、部門および個人の業績を適切に反映しながら、ビジネス戦略およびマーケット動向を踏まえて決定する。
- ・個人の報酬決定の基礎となるのは、有効かつ厳密な業績評価のプロセスおよびそれを支えるシステムである。

#### ③ リスクを重視した適切な業績測定

- ・報酬は収入のみで決定されるものではない。野村の経営情報および業績評価のシステムとプロセスにおいては、リスク調整後の利益を重視していく考えである。
- ・また、業績評価にあたり、部門を超えたコワーク、リスク管理、野村の重視する価値との整合性、コンプライアンス等の定性的な要因も重視する。
- ・業績を測定する際には、各ビジネスのニーズを反映し、またビジネスに付随するリスクを考慮する。リスクには、マーケット・リスク、クレジット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク等が含まれる。
- ・報酬決定のためにリスクを評価し、測定するにあたっては、リスク管理部門および財務部門の意見およびアドバイスを得るものとする。

#### ④株主との利益の一致

- ・グループの経営幹部および高額報酬の社員の報酬は、株主価値とリンクした経営指標の達成度合いを反映すべきである。
- ・一定以上の報酬を受取る役員および社員に対しては、報酬の一部を株式関連報酬とし、かつ適当な権利制限期間を設けることにより、株主との利益の一致を図る。

#### ⑤適切な報酬体系

- ・報酬体系は人材の成長・発展を促すものでなければならない。それは実力主義に基づき、業績を反映し、かつ常に公正さが保たれていなければならない。
- ・一定以上の報酬を受取る役員および社員については、報酬の相当部分を繰延払いとし、短期的な利益とより長期的なグループ経営とのバランスを保つものとする。
- ・繰延べられた報酬は、重大な収益の変更やその他野村のビジネスに大きな損害を及ぼす事態が起きた場合には、没収または「クローバック」に服するものとすべきである。
- ・報酬が高いほど繰延払いの比率は高くなる。また、繰延べられた報酬の一部は、適当な権利制限期間のある株式関連報酬等、中長期的なインセンティブプランの形で支払う。
- ・賞与・報酬額の保証は、新規採用や戦略的な事業目的等の限られた場合でのみ行うものとする。また、複数年の保証は原則的には行わないようにする。
- ・経営幹部に対する特別または高額な退職金または退職（セベランス）パッケージの保証は行わないものとする。
- ・会社として全ての業務分野を尊重し、組織および規制当局・政府のニーズを踏まえた報酬の支払体系を構築すべく努力する。

#### ⑥ガバナンスとコントロール

- ・本方針の制定および改廃は、非常勤の社外取締役が過半を占める野村ホールディングスの報酬委員会の承認を必要とする。
- ・野村ホールディングスの取締役および執行役の報酬に関する方針ならびに個別の額については、本方針に沿った範囲で、野村ホールディングスの報酬委員会が決定する。
- ・経営幹部の契約について、本方針に沿った内容となっているかどうかを確認・承認するプロセスを全社ベースで導入する。ここでは人事部門が事務局機能を果たし、財務部門、リスク管理部門、地域の報酬委員会の関与も得ながら、内容を経営会議でレビューするものとする。
- ・リスク管理部門およびコンプライアンス部門の社員の報酬は、ビジネス部門から独立して決定されるものとする。
- ・報酬委員会は、報酬体系および水準を議論するにあたっては、必要に応じて専門機関のアドバイスを受けるものとする。

#### (3)取締役および執行役にかかる報酬の方針

取締役および執行役にかかる報酬の方針は以下のとおりです。

取締役および執行役の報酬は、ベースサラリー、年次賞与、長期インセンティブプランで構成されるものとする。

##### ①ベースサラリー

- ・ベースサラリーは、各取締役・執行役の経歴・職歴および職務ならびに関連する業界の水準等を参考に決定する。

- ・ベースサラリーの一部を株式関連報酬の形で支払うことがある。この場合、株式関連報酬には一定の権利行使制限期間を設けることにより、株主との中長期的な利益の一致を図るものとする。

## ②年次賞与

- ・年次賞与は、グループ全体の業績、部門業績といった定量的な要素に加え、個人毎の目標達成度、貢献度等の定性的な要素も考慮して決定する。
- ・年次賞与の水準に応じて、一部の支払いを将来に繰延べることがある。また、株主との中長期的な利益の一致を図るため、繰延べた賞与の一部を現金ではなく、一定の権利行使制限期間を設けた株式関連報酬で支払うことがある。このように繰延べた報酬については、一定の事由に該当する場合、支給しない、ないし没収する場合がある。

## ③長期インセンティブプラン

- ・個人毎の職務および業績に応じて長期インセンティブプランを提供することがある。
- ・長期インセンティブプランは、一定の業績を達成した場合に支払われるものとする。また、その支払い形態としては、株主との中長期的な利益の一致を図るため、一定の権利行使制限期間を設けた株式関連報酬等を利用する。

## V. 会計監査人に関する事項

### 1. 名称 新日本有限責任監査法人

### 2. 報酬の額等

項目	支払額
(1) 報酬等の額	844百万円
(2) 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1,363百万円

- (注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社および当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外に、顧客資産の分別保管に関する法令遵守の検証業務等についての対価を支払っております。
3. 海外にある当社の重要な連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

### 3. 解任または不再任の決定の方針

- (1) 監査委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断する場合、会計監査人を解任します。
- (2) その他監査委員会が、会計監査人に適正性の面で問題があると判断する場合、またはより適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の提出議案とします。

## VI. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

業務の適正を確保するための体制に関する取締役会決議の内容は、以下のとおりです。

<野村ホールディングスにおける業務の適正を確保するための体制>

当社は、当社および野村グループの業務の適正を確保するため、以下の体制(以下「内部統制システム」という)を取締役会において定め、定期的にこれを評価し、必要な場合には見直しを行う。取締役会は、取締役および執行役の職務の執行の監督および野村グループの経営の基本方針の策定等を通じて業務の適正を確保するほか、執行役による内部統制システムの整備・運用状況をモニタリングし、必要に応じてその改善を求める。

さらに、取締役会は、顧客の利益の重視・社会的使命の十分な自覚・法令等の遵守・社会貢献活動への取組みなど、野村グループの役職員すべてが遵守すべき行動規範として「野村グループ倫理規程」を定め、これを徹底させるものとする。

### < I. 監査委員会に関する事項 >

監査委員会は、法令に定める権限を行使し、会計監査人および監査法人ならびに社内の組織を利用して、取締役および執行役の職務の執行の適法性・妥当性・効率性について監査を行い、野村グループの業務の適正の確保に資するものとする。

### 1. 職務を補助する取締役および使用人

(1)取締役会は、執行役を兼務しない常勤の取締役の中から、「監査特命取締役」を任命することができる。監査特命取締役は、監査委員会の監査を補助し、取締役会による取締役および執行役の職務の執行の監督を効果的に行うため、監査委員会の指示に従って職務を行う。

(2)監査委員会の職務を補助するため、グループ監査業務室を置く。グループ監査業務室の使用人の人事考課は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員が行う。グループ監査業務室の使用人に係る採用、異動、懲戒については、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の同意を得なければならない。

### 2. 野村グループの監査体制

(1)当社は、監査委員会が子会社の監査委員会等と連携して監査を実施することができるよう、持株会社である当社を中心としたグループ監査体制を構築する。

(2)監査委員会は、必要に応じて子会社の監査委員会等と連携し、野村グループの業務の適法性・妥当性・効率性について監査を行う。

### 3. 監査の実効性を確保するための体制

(1)監査委員会の選定する監査委員または監査特命取締役は、経営会議等重要な会議に出席または陪席することができる。

(2) 監査委員会は、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人から、期初の監査計画、期中の監査状況、期末の監査結果、財務報告に係る内部統制の状況について説明を求めることができる。また、監査委員および監査特命取締役は、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人と必要に応じて意見交換を行うことができる。

(3) 監査委員会が選定する監査委員は、必要に応じて自らまたは他の監査委員もしくは監査特命取締役を通じて、当社または当社の子会社に対する実査を行うことができる。

(4) 監査委員会は、監査の実施にあたり必要に応じて、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができる。

#### 4. 内部監査部門との連携

(1) 内部監査に係る実施計画および予算の策定ならびに内部監査部門の責任者の選解任については、監査委員会または監査委員会の選定する監査委員の同意を得なければならない。

(2) 監査委員会は、監査委員の内部統制委員会への出席、内部監査の実施状況等に関する報告の聴取、内部監査に係る実施計画の変更・追加監査の実施・改善策の策定等に関する勧告等の活動を通じて、内部監査部門と連携を図るものとする。

## 〈II. 執行役に関する事項〉

### 1. コンプライアンス体制

#### (1) 野村グループ倫理規程の遵守および徹底

執行役は、「野村グループ倫理規程」を遵守することを宣誓し、もって定款および法令諸規則に照らして適法な経営を推進するとともに、執行役員および使用人に対し同規程の周知を図り、その遵守を徹底する。

#### (2) コンプライアンス体制の整備

執行役は、コンプライアンスに関する規程の整備、所管部署および責任者の設置等、野村グループにおけるコンプライアンス体制の整備に努めるものとする。また、社会倫理および社会正義に照らして疑義があると思料する事案に関する是正対応、ならびに遵法精神および社会常識を踏まえた使用人による業務の取組みを徹底するための業務管理者等、コンプライアンス責任者を野村グループ各社に置き、もって法令諸規則等を遵守した職務の執行を推進する。

#### (3) コンプライアンス・ホットライン

① 執行役は、野村グループにおける会計および会計監査に関する事項を含む法令遵守上疑義のある行為等について、使用人が、当社の取締役会において指名する者に直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置する。

② 執行役は、コンプライアンス・ホットラインに対する匿名の通報および通報内容の機密保持を保障する。

#### (4) 反社会的勢力との関係断絶

野村グループは反社会的勢力または団体との一切の取引を行わないものとし、執行役はそのために必要な体制の整備を行う。

## 2. リスク管理体制

- (1) 執行役は、市場リスク、信用リスク、イベント・リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、およびリーガル・リスクを中心とする、野村グループの業務の執行に係る種々のリスクの識別・評価・監視・管理の重要性を認識し、野村グループ各社においてその把握と管理に努める。
- (2) 執行役は、リスク管理に関する規程の整備、所管部署および責任者の設置等、野村グループのリスク管理の実効性を維持する体制の整備に努めるものとする。
- (3) 執行役は、野村グループにおけるリスク管理体制の整備状況について統合リスク管理会議に報告する。統合リスク管理会議においては、当該報告に基づき野村グループ全体におけるリスク管理の状況を分析し、業務に係る最適なリスク管理体制を構築するために、適切な対策を講じる。
- (4) 執行役は、自然災害またはシステム・ダウン等の危機に対する予防措置および緊急時の対策等の基本原則を定めることにより、危機を予防または回避し、顧客および野村グループの役職員の安全確保、営業資産の保全、ならびに被害の軽減および早期復旧を図る体制を整備する。

## 3. 職務執行に関する報告体制

- (1) 執行役は、取締役会に対し、3カ月に1回以上、自己の職務の執行の状況について報告を行うほか、執行役員および使用人による報告体制を整備する。
- (2) 執行役は、定期的に監査委員会に対して直接、または監査委員もしくは監査特命取締役を通じて以下に掲げる事項を報告する。

- ① 内部監査の実施状況およびその結果ならびに改善状況
  - ② コンプライアンス体制の整備運用状況
  - ③ リスク管理状況
  - ④ 四半期毎の決算の概要および重要事項(重要な会計方針の選択または適用に関する事項ならびに財務報告に関する内部統制手続に関する事項を含む。)
  - ⑤ コンプライアンス・ホットラインの運用状況および受領した通報内容
- (3) 執行役、執行役員および使用人は、監査委員会が選定する監査委員または監査特命取締役からその職務の執行に関する事項の報告を求められた場合、当該事項につき速やかに報告を行う。
  - (4) 執行役および執行役員は、野村グループ各社における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合、監査委員または監査特命取締役に報告すると同時に、経営会議に報告するものとする。経営会議は当該事項について審議を行い、必要と認める場合、その結果に基づき当該会社に対し、適切な対策を講じるように勧告する。
  - (5) 取締役、執行役および執行役員は、監査委員に対して直接または監査特命取締役を通じ、以下に定める事項について、発見し次第直ちに報告を行う。
    - ① 野村グループ各社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上の諸問題
    - ② 規制当局からの命令その他野村グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実

#### 4. 職務執行の効率性を確保するための体制

- (1) 執行役は、取締役会において定められた経営機構および執行役の職務分掌に基づいて野村グループの経営戦略および業務運営の決定ならびに業務執行を行う。
- (2) 執行役は、執行役員の職務分掌および使用人の職務権限を定め、執行役員および使用人の責任と権限を明確にし、もって効率的な職務執行体制および職務の執行の責任体制を確立する。
- (3) 取締役会決議に基づき執行役に業務の執行の決定を委任された事項のうち、一定の重要事項については、経営会議等の会議体における審議・決定、または稟議手続を経て決定する。
- (4) 経営会議は、各部門および各地域の事業計画ならびに予算申請を踏まえ、必要な経営資源の配分の決定または見直しを行い、野村グループの効率的な運営を確保する。

#### 5. 情報の保存および管理に関する体制

- (1) 執行役は、重要な会議の議事録、会議録、稟議書、契約書、計算関係書類その他の重要な文書(電磁的記録を含む。)について、関連資料とともに少なくとも10年間保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- (2) 執行役は、財務情報を含む野村グループの非公開情報を保護するとともに、外部への公平かつ適時・適切な情報開示を促進し、顧客、株主および投資家等からの信頼を確保するための体制を整備する。

#### 6. 内部監査体制

- (1) 執行役は、内部監査を担当する部署を設置し、内部監査を実施することにより、野村グループの業務全般にわたる内部統制の有効性および妥当性を確保する。
- (2) 内部統制委員会は、野村グループの内部統制に係る基本事項、内部監査に係る年次計画、実施状況およびその結果について審議または決定する。
- (3) 執行役は、内部統制委員会に対し、野村グループにおける内部監査の実施状況およびその結果について、3ヶ月に1回以上報告を行う。

#### 〈Ⅲ. 野村グループの内部統制システム〉

- (1) 執行役は、野村グループ各社に対して当社の内部統制システムの内容を徹底のうえ、自社の実情を踏まえた内部統制システムの整備を行わせることにより、野村グループの業務の適正を確保する。
- (2) 執行役は、Ⅰ～Ⅲに定める各体制の整備を含め、当社の財務報告に係る内部統制の有効性を確保する。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

## 第110期末連結貸借対照表 (前期数値はご参考)

(単位:百万円)

科 目	当 期 (2014年3月31日)	前 期 (2013年3月31日)	科 目	当 期 (2014年3月31日)	前 期 (2013年3月31日)
( 資 産 の 部 )			( 負 債 の 部 )		
現 金 ・ 預 金	2,189,310	1,652,752	短 期 借 入	602,131	738,445
現金および現金同等物	1,489,792	805,087	支払債務および受入預金	2,836,873	2,413,801
定期預金	363,682	577,921	顧客に対する支払債務	492,516	476,705
取引所預託金およびその他の顧客分別金	335,836	269,744	顧客以外に対する支払債務	1,230,176	864,962
貸付金および受取債権	2,570,678	2,629,875	受入銀行預金	1,114,181	1,072,134
貸付金	1,327,875	1,575,494	担 保 付 調 達	17,111,999	15,409,383
顧客に対する受取債権	64,070	63,792	買戻条件付売却有価証券	13,937,690	12,444,317
顧客以外に対する受取債権	1,181,742	992,847	貸付有価証券担保金	2,359,809	2,158,559
貸倒引当金	△ 3,009	△ 2,258	その他の担保付借入	814,500	806,507
担 保 付 契 約	17,347,001	14,115,257	ト レ ー デ ィ ン グ 負 債	11,047,285	8,491,296
売戻条件付買入有価証券	9,617,675	8,295,372	そ の 他 の 負 債	1,141,750	978,163
借入有価証券担保金	7,729,326	5,819,885	長 期 借 入	8,227,063	7,592,368
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資	18,714,314	17,124,349	負 債 合 計	40,967,101	35,623,456
トレーディング資産	18,672,318	17,037,191	コミットメントおよび偶発事象		
プライベート・エクイティ投資	41,996	87,158	( 資 本 の 部 )		
そ の 他 の 資 産	2,699,011	2,420,206	資 本 金	594,493	594,493
建物、土地、器具備品および設備 (2014年3月31日現在350,820百万円、 2013年3月31日現在355,831百万円 の減価却累計額控除後)	408,917	428,241	授権株式数 6,000,000,000株 発行済株式数 2014年3月31日現在 3,822,562,601株 2013年3月31日現在 3,822,562,601株		
トレーディング目的以外の負債証券	1,023,746	920,611	発行済株式数(自己株式控除後) 2014年3月31日現在 3,717,630,462株 2013年3月31日現在 3,710,960,252株		
投資持分証券	136,740	123,490	資 本 剰 余 金	683,638	691,264
関連会社に対する投資および貸付金	345,434	345,705	利 益 剰 余 金	1,287,003	1,136,523
そ の 他	784,174	602,159	累 積 的 そ の 他 の 包 括 利 益	20,636	△ 57,395
資 産 合 計	43,520,314	37,942,439	自 己 株 式 ( 取 得 価 額 )	△ 72,090	△ 70,514
			自己株式数 2014年3月31日現在 104,932,139株 2013年3月31日現在 111,602,349株		
			当 社 株 主 資 本 合 計	2,513,680	2,294,371
			非 支 配 持 分	39,533	24,612
			資 本 合 計	2,553,213	2,318,983
			負 債 ・ 資 本 合 計	43,520,314	37,942,439

## 第110期連結損益計算書 (前期数値をご参考) (単位:百万円)

科 目	当 期 (2013年4月1日から 2014年3月31日まで)	前 期 (2012年4月1日から 2013年3月31日まで)
委託・投信募集手数料	474,557	359,069
投資銀行業務手数料	91,301	62,353
アセットマネジメント業務手数料	167,247	141,029
トレーディング損益	476,356	367,979
プライベート・エクイティ投資関連損益	11,392	8,053
金融収益	416,350	394,007
投資持分証券関連損益	15,156	38,686
その他	179,485	708,767
<b>収益合計</b>	<b>1,831,844</b>	<b>2,079,943</b>
<b>金融費用</b>	<b>274,774</b>	<b>266,312</b>
<b>収益合計(金融費用控除後)</b>	<b>1,557,070</b>	<b>1,813,631</b>
人件費	570,058	547,591
支払手数料	111,849	91,388
情報・通信関連費用	192,168	179,904
不動産関係費	80,142	91,545
事業促進費用	38,485	49,010
その他	202,754	616,463
<b>金融費用以外の費用計</b>	<b>1,195,456</b>	<b>1,575,901</b>
<b>税引前当期純利益</b>	<b>361,614</b>	<b>237,730</b>
<b>法人所得税等</b>	<b>145,165</b>	<b>132,039</b>
<b>当期純利益</b>	<b>216,449</b>	<b>105,691</b>
差引: 非支配持分に帰属する当期純利益(損失)	2,858	△ 1,543
<b>当社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>213,591</b>	<b>107,234</b>

## 第110期連結資本勘定変動表 (前期数値をご参考) (単位:百万円)

科 目	当 期 (2013年4月1日から 2014年3月31日まで)	前 期 (2012年4月1日から 2013年3月31日まで)
<b>資 本 金</b>	<b>594,493</b>	<b>594,493</b>
期 首 残 高	594,493	594,493
期 末 残 高	<b>594,493</b>	<b>594,493</b>
<b>資 本 剰 余 金</b>	<b>691,264</b>	<b>698,771</b>
期 首 残 高	691,264	698,771
自己株式売却損益	△ 7,647	△ 1,798
新株予約権の付与および行使	△ 210	△ 5,700
子会社株式の購入・売却等	231	△ 9
期 末 残 高	<b>683,638</b>	<b>691,264</b>
<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>1,136,523</b>	<b>1,058,945</b>
期 首 残 高	1,136,523	1,058,945
当社株主に帰属する当期純利益	213,591	107,234
現 金 配 当 金	△ 63,111	△ 29,656
期 末 残 高	<b>1,287,003</b>	<b>1,136,523</b>
<b>累 積 的 そ の 他 の 包 括 利 益</b>	<b>△ 38,875</b>	<b>△ 110,652</b>
為替換算調整額	△ 38,875	△ 110,652
期 首 残 高	66,579	71,777
当期純変動額	27,704	△ 38,875
期 末 残 高	△ 28,518	△ 35,132
確定給付年金制度	9,709	6,614
期 首 残 高	△ 18,809	△ 28,518
年金債務調整額	9,998	635
期 首 残 高	1,743	9,363
トレーディング目的以外の有価証券の未実現損益	11,741	9,998
期 末 残 高	<b>20,636</b>	<b>△ 57,395</b>
<b>自 己 株 式</b>	<b>△ 70,514</b>	<b>△ 99,819</b>
期 首 残 高	△ 32,511	△ 7
取得	9	1
売却	30,127	29,507
従業員に対する発行株式	799	△ 196
その他の増減(純額)	△ 72,090	△ 70,514
期 末 残 高	<b>△ 72,090</b>	<b>△ 70,514</b>
<b>当 社 株 主 資 本 合 計</b>	<b>2,513,680</b>	<b>2,294,371</b>
期 末 残 高	2,513,680	2,294,371
<b>非 支 配 持 分</b>	<b>24,612</b>	<b>281,896</b>
期 首 残 高	△ 40	△ 3,422
現金配当金	2,858	△ 1,543
非支配持分に帰属する当期純利益	1,511	2,524
非支配持分に帰属する累積的其他包括利益	506	3,270
為替換算調整額	—	△ 919
トレーディング目的以外の有価証券の未実現損益	341	△ 247,782
年金債務調整額	9,745	△ 9,412
子会社株式の購入・売却等(純額)	<b>39,533</b>	<b>24,612</b>
その他の増減(純額)	<b>2,553,213</b>	<b>2,318,983</b>
期 末 残 高	<b>2,553,213</b>	<b>2,318,983</b>
<b>資 本 合 計</b>	<b>2,553,213</b>	<b>2,318,983</b>
期 末 残 高	<b>2,553,213</b>	<b>2,318,983</b>

## 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2014年5月13日

野村ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	重	忠	之	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三	浦		昇	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深	田	豊	大	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯	原		尚	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、野村ホールディングス株式会社の2013年4月1日から2014年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表及び連結注記表について監査を行った。

## 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の2第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条の2第1項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る監査委員会の監査報告

## 連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、2013年4月1日から2014年3月31日までの第110期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表および連結注記表）について監査いたしました。その方法、内容および結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる連結計算書類につき検討いたしました。

### 2. 監査の結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### 3. 後発事象

第110期事業報告「Ⅲ-4. その他新株予約権等に関する重要な事項」に記載のとおり、2014年5月15日、当社はストック・オプションの目的で新株予約権を当社の役員および使用人等ならびに当社子会社の役員および使用人等に発行することを決議しております。

2014年5月16日

野村ホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員長 藤 沼 亜 起 ㊟

監査委員 兼 元 俊 徳 ㊟

監査委員 鈴 木 裕 之 ㊟

(注) 藤沼亜起および兼元俊徳は、会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

### 第110期末貸借対照表 (2014年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>3,296,666</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,133,679</b>
現金および預金	3,079	短期借入金	733,369
譲渡性預金	6,000	1年内償還予定の社債	261,293
金銭の信託	3,324	貸借取引担保金	53,009
短期貸付金	3,119,462	未払法人税等	4
未収入金	108,994	賞与引当金	2,236
繰延税金資産	4,523	その他	83,768
その他	51,285	<b>固定負債</b>	<b>3,138,160</b>
<b>固定資産</b>	<b>2,893,448</b>	社債	1,675,309
有形固定資産	37,084	長期借入金	1,459,692
建物	14,021	その他	3,159
器具備品	14,224	<b>負債合計</b>	<b>4,271,838</b>
土地	8,839	<b>純資産の部</b>	
無形固定資産	117,520	科目	金額
ソフトウェア	117,520	<b>株主資本</b>	<b>1,819,381</b>
その他	0	資本金	594,493
投資その他の資産	2,738,845	資本剰余金	559,676
投資有価証券	127,368	資本準備金	559,676
関係会社株式	1,879,920	利益剰余金	735,179
その他の関係会社有価証券	4,261	利益準備金	81,858
関係会社長期貸付金	620,891	その他利益剰余金	653,321
長期差入保証金	26,879	固定資産圧縮積立金	2
繰延税金資産	34,181	繰越利益剰余金	653,319
その他	45,376	自己株式	△69,967
貸倒引当金	△32	<b>評価・換算差額等</b>	<b>54,949</b>
		その他有価証券評価差額金	38,071
		繰延ヘッジ損益	16,878
		新株予約権	43,946
		<b>純資産合計</b>	<b>1,918,276</b>
<b>資産合計</b>	<b>6,190,114</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>6,190,114</b>

### 第110期損益計算書 (2013年4月1日から2014年3月31日まで) (単位:百万円)

科目	金額	金額
<b>営業収益</b>		<b>399,318</b>
資産利用料	107,275	
不動産賃貸収入	33,695	
商標使用料	24,093	
関係会社受取配当金	179,020	
関係会社貸付金利息	44,433	
その他の売上高	10,803	
<b>営業費用</b>		<b>214,169</b>
人件費	31,103	
不動産関係費	43,425	
事務費	52,483	
減価償却費	37,355	
租税公課	1,159	
その他の経費	4,131	
金融費用	44,513	
<b>営業利益</b>		<b>185,149</b>
営業外収益	4,113	
営業外費用	4,038	
<b>経常利益</b>		<b>185,224</b>
<b>特別利益</b>		<b>14,179</b>
投資有価証券売却益	4,604	
関係会社減資払戻差額	142	
関係会社株式清算益	1,293	
関係会社株式売却益	7,152	
新株予約権戻入益	988	
<b>特別損失</b>		<b>84,739</b>
投資有価証券売却損	44	
投資有価証券評価損	55	
関係会社株式評価損	79,391	
固定資産除却損	5,250	
<b>税引前当期純利益</b>		<b>114,664</b>
法人税、住民税および事業税	△54,136	
法人税等調整額	60,942	
<b>当期純利益</b>		<b>107,858</b>

# 第110期株主資本等変動計算書(2013年4月1日から2014年3月31日まで)

(単位:百万円)

科	目	金	額
株主資本			
資本金			
当期首残高		594,493	
当期末残高			594,493
資本剰余金			
資本準備金			
当期首残高		559,676	
当期末残高			559,676
その他資本剰余金			
当期首残高		5,733	
当期変動額			
自己株式の処分		△ 5,733	
当期変動額合計			△ 5,733
当期末残高			—
資本剰余金合計			
当期首残高		565,409	
当期変動額			
自己株式の処分		△ 5,733	
当期変動額合計			△ 5,733
当期末残高			559,676
利益剰余金			
利益準備金			
当期首残高		81,858	
当期末残高			81,858
その他利益剰余金			
固定資産圧縮積立金			
当期首残高		4	
当期変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩		△ 2	
当期変動額合計			△ 2
当期末残高			2
繰越利益剰余金			
当期首残高		599,879	
当期変動額			
剰余金の配当		△ 51,947	
固定資産圧縮積立金の取崩		2	
当期純利益		107,858	
自己株式の処分		△ 2,474	
当期変動額合計			53,440
当期末残高			653,319
利益剰余金合計			
当期首残高		681,741	
当期変動額			
剰余金の配当		△ 51,947	
当期純利益		107,858	
自己株式の処分		△ 2,474	
当期変動額合計			53,438
当期末残高			735,179

科	目	金	額
自己株式			
当期首残高		△ 67,595	
当期変動額			
自己株式の取得		△ 32,500	
自己株式の処分		30,128	
当期変動額合計			△ 2,372
当期末残高			△ 69,967
株主資本合計			
当期首残高		1,774,048	
当期変動額			
剰余金の配当		△ 51,947	
当期純利益		107,858	
自己株式の取得		△ 32,500	
自己株式の処分		21,921	
当期変動額合計			45,333
当期末残高			1,819,381
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
当期首残高		29,209	
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		8,862	
当期変動額合計			8,862
当期末残高			38,071
繰延ヘッジ損益			
当期首残高		27,376	
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		△ 10,498	
当期変動額合計			△ 10,498
当期末残高			16,878
評価・換算差額等合計			
当期首残高		56,585	
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		△ 1,636	
当期変動額合計			△ 1,636
当期末残高			54,949
新株予約権			
当期首残高		45,090	
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		△ 1,144	
当期変動額合計			△ 1,144
当期末残高			43,946
純資産合計			
当期首残高		1,875,723	
当期変動額			
剰余金の配当		△ 51,947	
当期純利益		107,858	
自己株式の取得		△ 32,500	
自己株式の処分		21,921	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		△ 2,780	
当期変動額合計			42,553
当期末残高			1,918,276

## 独立監査人の監査報告書

2014年5月13日

野村ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	重	忠	之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三	浦		昇	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深	田	豊	大	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯	原		尚	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、野村ホールディングス株式会社の2013年4月1日から2014年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

当監査委員会は、2013年4月1日から2014年3月31日までの第110期事業年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法、内容および結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、それに従い会社の内部統制部門等と関係の上、重要な会議等における意思決定の過程および内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役、執行役、執行役員および主要な使用人等の職務執行の状況、ならびに会社の業務および財産の状況を調査しました。

また、会社法第416条第1項第1号口およびホに係る内部統制体制に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている内部統制体制について、取締役、執行役、執行役員および主要な使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、執行役等および新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役、執行役、執行役員、監査委員および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる事業報告、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびそれらの附属明細書につき検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該決議に基づき整備されている内部統制体制に関する取締役および執行役の職務の執行について、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### 3. 後発事象

第110期事業報告「Ⅲ-4. その他新株予約権等に関する重要な事項」に記載のとおり、2014年5月15日、当社はストック・オプションの目的で新株予約権を当社の役員および使用人等ならびに当社子会社の役員および使用人等に発行することを決議しております。

2014年5月16日

野村ホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員長 藤 沼 亜 起 (印)

監査委員 兼 元 俊 徳 (印)

監査委員 鈴 木 裕 之 (印)

(注) 藤沼亜起および兼元俊徳は、会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。





## 株主メモ

### ■ 110期 期末配当金のお支払いについて

第110期 期末(2014年3月31日基準日)配当金につきましては、2014年6月2日(月)よりお支払いを開始いたします。

「配当金領収証」にてお受け取りの株主様は、2014年7月4日(金)までに、最寄りのゆうちょ銀行本支店および郵便局などにてお受け取りください。

なお、課税される配当金の源泉徴収税率は、復興特別所得税を含めて20.315%となっております。

### ■ 配当金の口座振込みについて

配当金のお受け取りは、口座振込みが便利です。口座振込みをご利用いただきますと、配当金の支払い開始日に、ご指定の口座にてお受け取りいただけます。

#### ①証券会社で受け取る

株式をお預けの証券会社で、お預けの株式の配当金をお受け取りいただけます。

#### ②銀行口座で受け取る

ご指定の銀行口座で配当金をお受け取りいただけます。

配当金のお受け取り方法のご変更につきましては、右記の案内もご参照いただき、お取引の証券会社にてご確認の上、お手続きください。

### 株式事務のご案内

- ・ 事業年度：4月1日～翌年3月31日
- ・ 定時株主総会：毎年6月中に開催
- ・ 株主名簿管理人/特別口座管理機関

三菱UFJ信託銀行

(連絡先)

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

フリーダイヤル 0120-232-711(東京)

0120-094-777(大阪)

【受付時間 平日 9:00～17:00】

※ 株主様の各種お手続き(住所変更、配当金の振込指定、単元未満株式の買取・買増請求など)については、株式をお預けの証券会社等にお問い合わせください。

※ 特別口座に記録された株式に関するお手続きについては、上記の三菱UFJ信託銀行にお問い合わせください。

なお、「株式等に関するお手続き」については、当社ホームページをご覧ください。

野村 株式等に関するお手続き

検索 

### 株主総会に関するお問い合わせ先

野村ホールディングス株式会社 管理部

〒103-8645 東京都中央区日本橋1-9-1

電話 03-5255-1000(代表)

# 株主総会会場のご案内

会場：ホテルオークラ東京 本館1階「平安の間」

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号

電話 (03)3582-0111 (代表)



## 交通機関のご案内

地下鉄（東京メトロ）

- 銀座線  
 虎ノ門駅 3出口より入口A 徒歩7分
- 日比谷線  
 神谷町駅 4b出口より正面玄関 徒歩7分
- 南北線・● 銀座線  
 溜池山王駅 13出口より正面玄関 徒歩7分  
 入口A 徒歩6分

駐車場が限られておりますので、電車等公共交通機関をご利用ください。

受付は、本館の入口A（宴会場入口）側に設けております。

## お願い

- ・議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ・株主様へお配りする粗品はご用意しておりませんので予めご了承ください。